

平成30年度

国内外における地理的表示（G I）の保護に関する活動レポート

1. G I 登録状況

地理的表示（G I）保護制度は、地域で長年育まれた特別な生産方法と結びついた高い品質・評価といった特性を有している農林水産物、食品等をその名称や品質、生産の方法等とともに国に登録し、その名称を知的財産として保護する制度である。

平成27年度の特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号。以下「G I法」という。）に基づくG I保護制度の運用開始から平成31年3月末時点で76製品が登録されるに至っている。また、登録申請の受付件数は、平成31年3月末日時点で約200製品となっており、今後も更なる登録が見込まれている。

2. 日EU・EPAを踏まえたG I法の改正

平成30年7月に署名に至った日EU・EPAでは、より高いレベルでG Iの相互保護を行うことに合意し、協定の発効と同時に日本のG I48製品、EUのG I71製品が相互に保護されることになった。

この協定を適確に実施するため平成30年11月に、先使用期間の制限（従来無期限に認められていたものを7年間に制限）、広告等におけるG Iの使用及びG I製品と誤認させるおそれのある表示の規制、登録標章（G Iマーク）の使用義務について生産者団体の判断によりその使用を決めることができるようにする使用義務の緩和等を内容とするG I法の改正を行った。

平成31年2月1日の日EU・EPAの発効と同時に、本改正が施行されるとともに、EUのG I71製品についてG I法に基づく指定を行い、相互保護が開始された。

なお、日EU・EPAにおいては、相互保護対象産品を双方の協議により追加する枠組みが設けられている。

こうしたG I法の改正内容等について、全国8ブロックで延べ470人の参加を得て説明会を行った。

3. 海外との地理的表示分野における協力の推進

農林水産省はタイ王国商務省知的財産局及びベトナム社会主義共和国知的財産庁とG Iの相互保護に向けた協力に取り組んでいる。

本年度は、G I産地の相互訪問、G I製品の相互申請に向けた取組を行った。

4. G I監視・不正表示への対応

(1) 国の監視・監督業務

国は、G I保護制度により登録又は指定を受けた製品について、各製品の基準やG I表示等を遵守しているか否かを確認するため、G I法第34条第1項の規定に基づき、G I登録生産者団体や関係者に報告を求め、立入検査を行うことができる。

その業務は、農林水産省食料産業局、地方農政局等（北海道農政事務所生産経営産業部、地方農政局経営・事業支援部）及び内閣府沖縄総合事務局（農林水産部）が担当しており、これらの監視・監督の内容を大別すると、G I登録生産者団体に対する品質管理業務と不正表示監視業務がある。

品質管理業務については、国が特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（平成27年農林水産省令第58号。以下「G I法施行規則」という。）第15条第6号（平成30年のG I法改正後は、G I法施行規則第15条第8号）の規定に基づき、国に毎年1回以上の実績報告を行うようG I登録生産者団体に義務付けるとともに、G I登録生産者団体がその構成員である生産業者に対して行う登録された生産方法等の確認業務（生産行程管理業務）の実施状況や、生産業者が登録された生産方法等のルールに従って行っているG I製品の生産・販売の状況について確認を行っている。

また、不正表示監視業務については、地理的表示やG Iマークの

不正表示通報窓口を設置し、広く国民の皆様からG I 保護制度に係る生産行程管理業務の不適切な実施や、地理的表示又はG I マークの不適切な使用を含む様々な情報の受付を行い、そこに寄せられた情報をもとに国が立入検査を行っている。

(地理的表示等の不正表示通報窓口)

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/gi_mark/contact.html

これらの業務を実施するため、地方農政局等の体制充実を行ったほか、食品表示等監視部局との連携を図るため、前年度と同様に平成 30 年度にも、主任広域監視官（旧食品表示Gメン）等に対する講習を実施した。

また、G I 法の改正を受けて規制対象となった事業者の拡大を踏まえ、地理的表示の監視体制を強化する観点から、消費者庁食品表示部局等に対しても不正表示にかかる情報提供の連携を要請した。

(2) G I 登録生産者団体の品質管理業務の実施状況

平成 30 年度における品質管理業務に係る立入検査は、G I 登録された 82 団体（平成 31 年 3 月末現在）のうち、71 団体に対して実施した。

立入検査の結果、G I 製品の生産基準、出荷基準及び地理的表示等の確認業務等に関するルールについて、自らが定めている生産行程管理業務規程に基づく管理が不適正であったG I 登録生産者団体が一部確認された。主な検査結果の内容は以下のとおり。

- ① G I 登録生産者団体が、生産地の確認、出荷基準の確認等を生産行程管理業務規程に従って行っていない部分があったケースが 9 件。
- ② G I 登録生産者団体及び構成員である生産業者が、地理的表示と類似する名称を使用していたケースが 3 件。
- ③ 包材切り替えの遅れから、地理的表示を使用しているがG I マークの貼付ができていなかったケースが 10 件。

上記の事案が確認されたG I 登録生産者団体に対しては、立入検

査時に指導を実施しており、次年度の立入検査で改善状況を確認することとしている。

(3) 不正表示監視業務の実施状況

平成 30 年度における不正表示監視業務については、不正表示通報窓口に 14 件の疑義情報が寄せられ、うち 12 件については、疑義事業者及び関係先である小売事業者、卸売事業者及び生産業者並びに G I 登録生産者団体の計 30 事業者等に対し、事実確認のため立入検査を実施した。主な検査結果の内容は以下のとおり。

- ① 小売店における、プライスラベルへの類似名称の表示や、G I マークの不備（法改正前）、店頭で商品を陳列する際、G I 産品とそれ以外の産品を混同させるポップ表示を行っていたケースなど、何れも G I 保護制度の認識不足によるもの。
- ② 小売店における疑義産品の仕入先を確認した結果、当該 G I 産品の登録以前から同じ名称を使用する者（先使用者）による適法な使用であったもの。
- ③ G I 登録生産者団体の構成員による、一部の G I 産品の G I マークの貼付漏れによるもの。

上記の不適正表示を確認した事業者のうち、小売事業者に対しては、店頭における速やかな表示の是正を指導、G I 登録生産者団体に対しては、改めて生産行程管理の徹底を指導した。

また、検査対象となった全ての事業者に対し、G I 保護制度の啓発を行った。

なお、その他の 2 件については、疑義情報の追加情報等により事前に G I 法に抵触しない案件であったことから、立入検査の実施には至っていない。

(4) 総括

立入検査結果を概括すると、G I 登録生産者団体によるその構成員への研修や生産行程管理業務規程の周知の成果もあり、G I 登録

生産者団体及びその構成員のG I 保護制度への理解度は向上し、地理的表示及びG I マークの表示も順調に進んでいると考えられる。

しかしながら、G I 産品を取り扱う流通事業者や法改正により新たにG I 法の規制対象となった飲食店等においては、G I 保護制度に対する認識不足がみられることから、案件ごとに立入検査を実施した個々の事業者に対し普及啓発を行うほか、G I 登録生産者団体や、流通業者等の事業者団体等へのG I 保護制度の説明会等の場を利用して制度の説明を行うことなどを通じ、制度の普及を更に推進していく必要がある。

また、立入検査の的確な実施に資するため、引き続き、G I 担当職員に対する業務研修及び食品表示等の監視担当職員に対する研修を行うなど、省内外の他部局においてG I 保護制度の説明を実施していくこととしている。

5. 海外のG I 監視・不正使用への対応

日本のG I や地名に関係する商標を第三者が海外において出願（冒認出願）を行っている事例や、海外で日本のG I 産品や日本ブランドの模倣品が販売される事例が確認されている。

このため、これらG I 産品等の名称を保護することを目的として、海外知的財産保護・監視委託事業により、都道府県、JETRO及びG I 登録生産者団体等で構成される農林水産知的財産保護コンソーシアム（※）を運営するとともに、海外における日本のG I 等に関係する商標出願の監視、商標登録状況、現地市場調査を実施した。また、監視・調査の結果、侵害が疑われる事案については、関係団体に情報提供し、要望に応じて対応策の相談対応を行った。

平成30年度の海外知的財産保護・監視委託事業は、株式会社マークアイに委託し、同社の全世界を対象とした商標監視サービスや各国の現地代理人（弁護士事務所）とのネットワークを活用して事業を実施した。

(※) 農林水産知的財産保護コンソーシアムについて

農林水産知的財産保護コンソーシアム（平成 21 年 6 月設立）は、我が国農林水産物・食品の知的財産面での保護強化のため、中国、台湾等における、第三者による日本の地名の商標出願・登録を一元的に監視するほか、調査情報の収集・提供を行うことを目的として活動を行っている。

平成 31 年 3 月末時点での会員数は、地方自治体（道府県、市町村）47、法人等（G I 登録生産者団体、J A、弁理士会等）84、個人（専門家、有識者）11 の計 142 団体・個人となっている。

(1) G I に関する監視調査

G I や G I マークに関する不正使用、冒認商標出願及び登録状況の監視調査を行った。調査対象は、G I 登録名称を中心に、調査時において登録申請の公示が行われている名称まで対象を広げた上で、県名や地域名といった周知性の高さなどを勘案して決定した。

① G I に関する不正使用調査

平成 30 年度に新たに登録された G I 産品を中心に、G I 名称に含まれる県名や地域名といった周知性の高さ、過去の調査結果の有無などを勘案して決定した 45 の G I 登録名称について、日本を除く世界の主要な 140 のショッピングサイトを検索し、不正使用が疑われる商品を確認する調査を行った。調査は平成 30 年 5 月から平成 31 年 2 月までの間に 45 名称を 8 回に分けて行った。

このうち、中国、フィリピン等の複数の国のショッピングサイトで G I 名称の不正使用が疑われる商品が 15 件（「万願寺甘とう」12 件、「西尾の抹茶」2 件、「鹿児島黒牛」（英語名称：KAGOSHIMA WAGYU）1 件）発見された。

これらのショッピングサイトについては、日本産以外又は産地が不明の商品に日本の G I 名称が使用されていることから、「万

願寺甘とう」、「西尾の抹茶」、「鹿児島黒牛」が日本で登録されたG I 名称であることを根拠に、各サイト運営会社へ当該商品に関するページの削除・修正申請を行った。

平成 31 年 3 月現在、「鹿児島黒牛」については、「WAGYU」と「KAGOSHIMA」という並びの表記が、G I 名称である「KAGOSHIMA WAGYU」の類似表示になるという主張が認められ、削除されている。「万願寺甘とう」については、12 件のうち 2 件が削除され、残る 10 件については、まだ回答を得られていない。「西尾の抹茶」については、削除・修正がなされなかった。

また、昨年度に削除・修正申請を行った 29 件（「神戸ビーフ」22 件、「西尾の抹茶」4 件、「特産松阪牛」2 件、「市田柿」1 件）については、平成 30 年 5 月に 7 件（「神戸ビーフ」5 件、「西尾の抹茶」1 件、「市田柿」1 件）の削除が確認されている。

○西尾の抹茶（同じ商品を販売するサイト計2件）

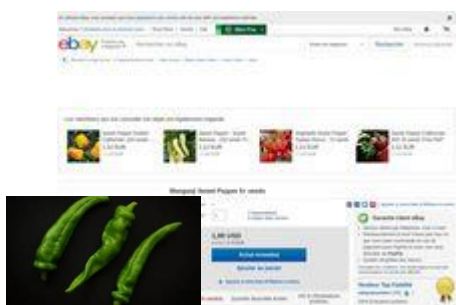


商品名：果遇茶西尾抹茶粉食用粉烘焙做
蛋糕饼干日式宇治奶茶布丁原料
（西尾抹茶入りミルクティ）

サイト：taobao.com（中国）の2件

生産国：中国

○万願寺甘とう（同じ商品を販売するサイト計12件）



商品名：Manganji Sweet Pepper 5+ Seeds
（万願寺甘とうの種子）

サイト：ebay.ph（フィリピン）、
amazon.es（スペイン）ほか

生産国：不明

○鹿児島黒牛（英語名称：KAGOSHIMA WAGYU）



商品名：WAGYU KAGOSHIMA

サイト：ecplaza.net（韓国）

生産国：日本

（該当する住所のない企業が、韓国の
ショッピングサイトで販売）

② G I マークの不正使用調査

真正なG I 産品であることを証するG I マークが海外で不正に使用されていないかを確認するため、世界約 180 か国のウェブサイト、ショッピングサイトを対象にG I マークの画像を検索（イメージスクリーニング）する調査を行った。調査は平成 30 年 5 月から平成 31 年 1 月までの間に 2 回行ったが、G I マークの不正使用が疑われる事例は発見されず、G I マークを使用していたのは、G I 産品を紹介するブログやコンソーシアム活動に関するニュースであった。

③ G I に関する商標ウォッチング調査

G I 名称に含まれる県名や地域名の周知性の高さなどを勘案して決定したG I 登録又は登録申請の公示がされた 50 名称（漢字、ローマ字、ピンインを基本とし、その地名の登録がひらがな表記の場合はひらがなも対象とした）について、約 180 か国を対象に、商標登録出願がされていないかウォッチング調査を行った。

調査結果のうち、G I 名称又はその一部を含む 28 件について、関係するG I 登録生産者団体に情報提供しており、このうち、G I 名称と判断できる 4 件（「市田柿」、「すんき」、「宮崎牛」、「鹿児島黒牛」）については、情報提供を受けたG I 登録生産者団体が、今年度新設された農林水産省の補助事業「海外でのG I 保護・侵害対策事業」を活用し、商標出願に対する異議申立への対応を行っている。

また、平成 29 年度の調査において発見されたEUにおける「西尾の抹茶」に関する商標出願（出願者：中国企業）については、G I 登録生産者団体による無効審判請求により、関連する商品・役務について、平成 30 年 8 月に登録無効となった。

出願国	出願商標	区分	出願者	備考
ベトナム	ICHIDAGAKI	29 類(加工果物、加工野菜等)、 30 類(お菓子等)	ベトナム専門コンサルタント(UEDA YASUTANI)	<ul style="list-style-type: none"> ・ G I 「市田柿」のウォッチングにより発見。 ・ ベトナム現地の専門家に対応相談(2018. 8) ・ 登録生産者団体が「ICHIDAGAKI」の商標出願に対する異議申立(2018. 11. 28)
中国	Sunki	43 類(レストラン等)	中国企業(Chen Jichun)	<ul style="list-style-type: none"> ・ G I 「すんき」のウォッチングにより発見。 ・ 知財セミナー個別面談にて中国現地の専門家に対応相談(2018. 11) ・ 登録生産者団体が「Sunki」の商標出願に対する異議申立(2018. 12. 20)
フィリピン		43 類(日本レストラン)	フィリピン企業(Mediatrix Takahashi)	<ul style="list-style-type: none"> ・ G I 「宮崎牛」のウォッチングにより発見。 ・ フィリピン現地の専門家に対応相談(2018. 11) ・ 登録生産者団体が「Miyazaki Gyu」の商標出願に対する異議申立(2019. 2. 1)
インドネシア		29 類(牛肉等)、 43 類(レストラン等)	インドネシア企業(ALEXANDER HANSEN)	<ul style="list-style-type: none"> ・ G I 「鹿児島黒牛」のウォッチング調査により発見。 ・ インドネシア現地の専門家に対応相談(2019. 3) ・ 登録生産者団体が「KAGOSHIMA KUROGYU」の商標出願に対する異議申立(2019. 3. 27)
EU	西尾 NISHIO	30 類(茶、茶飲料、菓子類等)、43 類(食品等提供役務、喫茶店、宿泊施設の提供等)	中国企業(Nanjing Smile Catering Management Co., Ltd)	<ul style="list-style-type: none"> ・ G I 「西尾の抹茶」ウォッチング調査により発見。 ・ G I 登録生産者団体が無効審判請求(2017. 12. 22) ・ 「宿泊施設の提供」を除き、登録無効(2018. 8. 13)

④ G Iに関する商標スクリーニング調査

商標監視と併せ、農林水産物主要輸出先の 20 の国・地域を対象に、既に出願、登録又は失効した商標も含めた状況把握のため、平成 30 年度に公示された名称を中心とした 21 名称について、その地名（漢字、ローマ字、ピンインを基本とし、地名の登録がひらがな表記の場合はひらがなも対象とした）について、スクリーニング調査を行ったが、今回の調査では、無効審判請求等の対応をとる必要性のある事例は発見されなかった。

(2) このほか、農林水産知的財産保護保護コンソーシアムでは、G I 以外も含めて以下の調査等を行った。

①海外現地市場調査

日本産を装った農林水産物・食品や、日本ブランドの模倣品の流通実態を把握することを目的として、中国(上海、広州)、タイ(バンコク、シラチャ)、マレーシア(クアラルンプール)、ベトナム(ホーチミン)の 4 か国で現地調査を行った。

現地調査で発見した日本産であるかのような誤解を招くおそれのあるパッケージ表示や模倣が疑われる商品の情報があれば、関係するコンソーシアム会員に情報提供を行った。

このうち、中国で発見された「尾張の八丁風豆味噌」については、情報提供を受けた G I 登録生産者団体が、農林水産省の補助事業である「海外での G I 保護・侵害対策事業」を活用し、平成 31 年 3 月現在、当該産品の実態調査、当該産品の取扱業者に対する不適切な表示の使用・販売の差止の要請を行っているところである。



○尾張の八丁風豆味噌

産地：中国

価格：不明

また、海外調査では、「Japanese Rice」と記載された日本産でない又は産地が不明の米の存在が確認されたため、タイで発見された以下の商品に対し、タイの食品表示に係る国内法による対応が可能かどうか検討するため、原産国名に「日本」という記載がないが、日本産であるという誤解を与える「Japanese Rice」という記載のある商品について、農林水産知的財産保護コンソーシアム事務局から、タイ国の担当機関（消費者保護委員会）に対して、案件の調査と、日本産でない商品への「Japanese Rice」の不正使用の是正を求める文書を提出している。



○富士山/こしひかり

(米)

産地：タイ

価格：359THB（約1,221円）

②商標監視トライアル調査

商標監視調査の有益性や重要性を会員に理解してもらうため、トライアル調査に応募した 10 自治体について、希望する地名を対象に、①当該地名と同一又は類似の商標登録出願が行われていないかを監視するウォッチング調査（8 自治体）、②出願公告中の商標及び過去に出願又は登録された商標に、当該地名と同一又は類似の商標がないかを調査するスクリーニング調査（2 自治体）を行った。

その後、調査結果を踏まえ、漢字で地名が使用されている登録商標について、地方自治体が、出願者に対し、異議申立を行っている事例もある。

③ セミナー・相談会の開催

知的財産権の保護・活用法や侵害対策などについて、会員の理解を深めるため、全国 4 か所でセミナー・相談会を開催した。また、中国とマレーシアにおける現地調査を担当した現地弁護士事務所の弁護士を招き、両国における G I 制度をはじめとする知的財産の有効な活用法や侵害対策に関するセミナー・相談会を東京で開催した。

④ 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、海外現地調査や商標監視トライアル調査の各調査結果に係る相談、農林水産知的財産全般に関する問い合わせ、海外での権利保護・強化に関する相談への対応を行ったほか、各国の現地専門家に対応策の相談を行った。その結果を踏まえ、(1)の③にあるとおり、G I 登録生産者団体が異議申立の対応を行っている。

(3) 総括

農林水産知的財産保護コンソーシアムによる監視・調査結果を概括すると、海外において日本のG I や地名に係る商標を第三者が出願している事例に対しては、G I 登録生産者団体が「海外でのG I 保護・侵害対策事業」を活用し、異議申立を行う事例も見られ、海外においても、適切に知的財産を保護していく必要性に対する理解が進んでいると考えられる。

一方で、G I の模倣が疑われるショッピングサイトや、「Japanese Rice」と記載された日本の産品でない又は産地が不明の米が海外で発見されていることから、現在実施中のサイト運営会社に対する削除申請と、「Japanese Rice」の記載に対する是正文書の提出の結果について、コンソーシアムの会員に情報提供をしていくことにより、海外における我が国の農林水産物等のブランド価値の保護に努める必要がある。

農林水産省としては、今後も、農林水産知的財産保護コンソーシアムを通じて、海外における日本のG I 等に係る商標出願の監視や海外調査の実施、調査結果等の情報提供を行い、知的財産保護の重要性についての理解の醸成や対応等に係る相談対応を行うこととしている。